

## 富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第 23 号）

○件 名 児童相談所へ電話相談した内容についての保有個人情報部分開示決定に係る審査請求事案

### ○開示請求等の状況

- 1 開示請求年月日 令和 2 年 10 月 13 日
- 2 開示請求の内容 今年の私が児童相談所へ電話にて相談（子育てについて、夫父からの暴力、暴言について）した内容の全て
- 3 決定年月日 令和 2 年 10 月 27 日
- 4 決定内容 部分開示決定
- 5 審査請求年月日 令和 2 年 10 月 30 日
- 6 審査請求の内容 本件情報は審査請求人が既に知り得ている情報（いわゆる既知情報）である。その既知情報については、富山県個人情報保護条例第 15 条各号のいずれにも該当しないことから、開示することが妥当であり、本件処分取消しを求める。
- 7 諮問年月日 令和 3 年 2 月 18 日
- 8 答申年月日 令和 3 年 7 月 19 日

### ○答 申 の 概 要

#### <審議会の結論>

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報の部分開示決定（令和 2 年 10 月 27 日付け子第 665 号）において非開示とした部分のうち、審査請求人本人の発言内容など審査請求人が既に知り得ている情報（いわゆる既知情報）が記載されている部分については、富山県個人情報保護条例に定める非開示情報のいずれにも該当しないことから、別記 1 及び別記 2 の「開示すべき部分」欄に掲げる部分について、開示することが妥当である。

なお、実施機関が富山児童相談所における内部協議に係る部分及び富山児童相談所内部での評価・援助方針に関する部分を非開示としたことは妥当である。